



発議第2号

細谷光弘議長不信任決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び三芳町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年9月24日提出

三芳町議会議長 細谷 光弘 様

提出者 三芳町議会議員 吉村美津子

賛成者 同 久保 健

提案理由

議会一般質問に対して、議長の意見を通したく、本人の許可なく削除することは、あまりにも無謀な行為であり認められませんので、議長不信任決議を提出します。

細谷光弘議長不信任決議（案）

議長細谷光弘氏を下記の理由により信任しない

（理由）

2025年第5回三芳町議会定例会での私の一般質問の発言に対して、9月1日、教育長より事実確認の依頼が細谷光弘議長宛にありました。

9月3日、議長を通して一般質問のために町民から聴取・内容確認を行ったものであり、個人が特定される恐れがあることから、回答できかねると回答しました。

同月4日、再度教育長から、議長を通して発言内容の事実についての調査・報告を求める文章が提出され、回答はしました。議長には、事実を述べていると言い、その旨教育長にも伝えて下さいと言いました。この件で、細谷光弘議長は一部の削除を望むために議会運営委員会の開催を提案しました。議会と執行部は政策の違いはあってもお互いに信頼しているものと捉えています。

よって、発言に対して、証拠を求めること自体が問題です。議長は、本人の意思を無視して削除することはあまりにも横暴な行為であり、認められませんので議長に対して不信任決議を提出するものです。

以上、決議する。

2025年9月24日

埼玉県入間郡三芳町議会